

10. ミャンマー

ヒアリング調査および文献調査を実施した。ヒアリング調査では、日系企業へ訪問し、聞き取りを行った。

調査結果

10.1 ヒアリング調査

国内事業者ヒアリング結果

本調査では、ミャンマーを含むアジア 14 カ国の化学物質管理について国内事業者にヒアリングを実施した。国内事業者の対象は、化学品を製造する川上企業から化学品を取り扱う川下企業までに及ぶ。

ミャンマーにおける化学物質管理の法規制が整備されていないことや、輸出相手国としての経済規模が大きくないことから、化学物質管理に関してはそれほど意見が挙がらなかった。以下に、ヒアリング結果を示す。

項目		ヒアリング結果
全般	市場	<ul style="list-style-type: none"> 川上企業の場合、化学品を輸出しているが、ミャンマーへの輸出はあまり行っていない。また、現地には関係会社もないため、化学品の製造も行っていない。 日本から直接的に関係する事項はない。
	法規制 インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、ビジネス面での重要度はそれほど大きくはない。ミャンマーは製造拠点の面から中核に位置するタイの隣国であり、陸上輸送という観点を考えると何らかの影響が今後出てくるとは考えている。 化学物質管理を含め、法制度という観点からはある意味で障壁はないが、今後の動向に注視している。 化学物質管理の法規制に関しては、漠然としたものはあるが、細則等

項目	ヒアリング結果
	<p>は定められていないというイメージを持っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 日本側から訪問して話を聞きに行くことで、化学物質に関する知識を得て、それが化学物質に関する法令の制定に繋がるのではないか。 • 日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）にミャンマーの人達も参加。化学物質管理についての情報もそこで得られるが、GHS があるくらいだが、ほとんど動いていない印象。

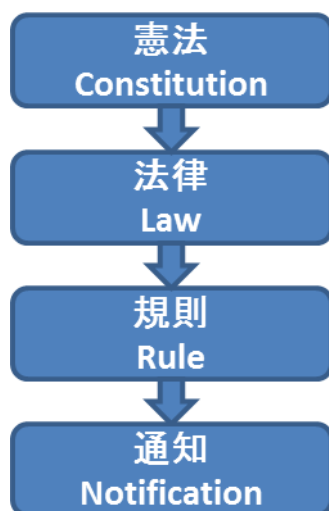
10.2 文献調査

10.2.1 背景

ミャンマーは、東南アジアでも最も経済発展が遅れている国の一つであるが、同国は元来、資源の豊富な国であり、軍政から民政への移管、あるいは経済開放政策といった最近の変化により、投資の対象国として世界から注目を集めはじめている。また、6000 万人ともいわれる人口規模は、インドネシアやフィリピン、タイ、ベトナムといった国々には及ばないものの、将来有望な市場でもある。環境問題をみると、同国は依然として工業化の初期段階にあることから、公害問題は他のアジア諸国ほど深刻なレベルには達していない。しかし、最大都市ヤンゴンや第二の都市マンダレーといった都市部では、水質汚染や大気汚染、不適切な廃棄物管理といった問題が顕在化してきており、今後の工業化、都市化および経済発展により、これらの問題はさらに深刻になることが予想される。現在、同国は資金、人材、あるいは技術といった点で、様々な環境問題に対処するために十分なりソースを有しているとはいえないが、国際機関や日本を含む先進国も支援を活発化させており、政府はこれらのリソースを使って公害対策を急いでいる⁵⁶⁸。

10.2.2 法体系

憲法を頂点とするミャンマーの法体系は、以下の通りである。



ミャンマーの法体系

⁵⁶⁸ エンヴィックス有限公司 (2015) 「ミャンマー環境法体系ガイド 2015」より引用

○ 各法令について

・ 法律 (Law) :

国会での可決後に、元首である大統領が署名する。

・ 規則 (Rule)

上位法の定めに従い、省庁が連邦政府の承認のもとで公布する。

・ 通知 (Notification)

上位法の定めに従い、省庁や委員会が連邦政府の承認のもとで公布する。

・ 大統領令

国会の会期と会期の間の期間に迅速に対応する必要がある場合に、大統領が発令する。

10.2.3 各関連組織

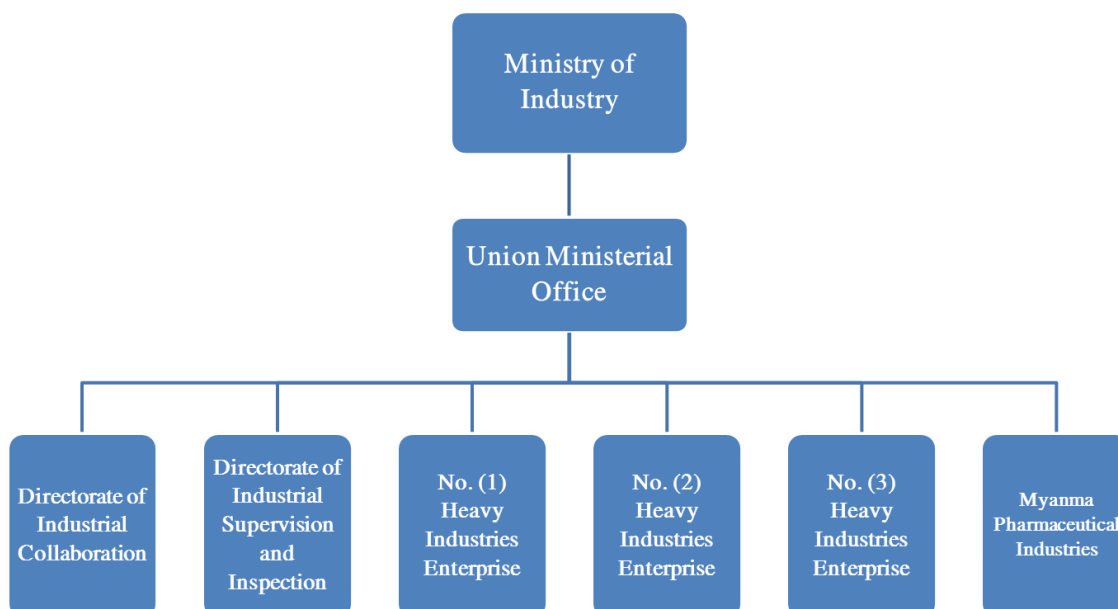
ミャンマーにおいて、化学物質管理を所管する主な行政組織は、工業省および天然資源環境保全省である。

【工業省】

(1) 組織名：

工業省 (MoI : Ministry of Industry)

(2) 組織図：



工業省の組織図⁵⁶⁹

(3) 概要：

工業省は、かつて存在した第一工業省および第二工業省をより組織的かつ効果的に運営するため、それらを統合する形で 2011 年 12 月 2 日に設立された。従来、第一工業省は医

⁵⁶⁹ 工業省ホームページより引用 <http://moi.industry.gov.mm/en/organization-chart>

薬品や食品、繊維製品、セラミック製品、紙類、化学品、建築資材等の消費者向け製品を生産し、一方、第二工業省は、自動車やディーゼルエンジン、自動車部品、発電用機器、変圧器、農業用機械、ゴム製品、タイヤなどの重工業製品を生産していた。現在、本省は同国の工業を監督する立場にあり、2013年に制定された“化学品および関連物質による危害の予防に関する法律”は本省が所管する。

(4) 化学物質管理を所管している部局：

【産業連携総局：Directorate of Industrial Collaboration】

産業連携総局（Directorate of Industrial Collaboration）は、MOIの指示・ガイドラインの下でミッションや政策を実現するための施策を実行している。また、国内外の機関と連携し、省エネルギー政策・戦略の実施、産業の発展を加速するための政策・法令の策定、工業セクターの発展に資する人材育成および研究開発プログラムの実施を進めている。化学物質管理に関しても民間団体やNGOと連携する事務局として機能している。産業連携総局が担う責任業務のうち、化学品管理に関係があるのは以下の2つである。

- ・ 指定された基準の策定
- ・ 化学品や関連物質の危険有害性（ハザード）に対する予防措置およびこれに関する規則・通告の発布。国家的化学品プロフィールのための化学品や関連物質の分類。輸入、登録、ライセンスが付与される化学品に関する勧告、

【産業監督・検査総局：Directorate of Industrial Supervision and Inspection】

産業監督・検査総局は、MOIの下で中小企業に対しサービスを提供している総局の一つである。具体的な業務には、技術的市場と資金の獲得、既存の法令に沿った民間企業の登録、作業場におけるボイラや電気の利用に関する安全性検査、環境汚染を防止するための工場査察などが含まれる。

(5) 予算：

工業省において、現在のところ“化学部資質管理”という枠で割かれている予算はない。

(6) WSSD 2020年目標に向けた対応

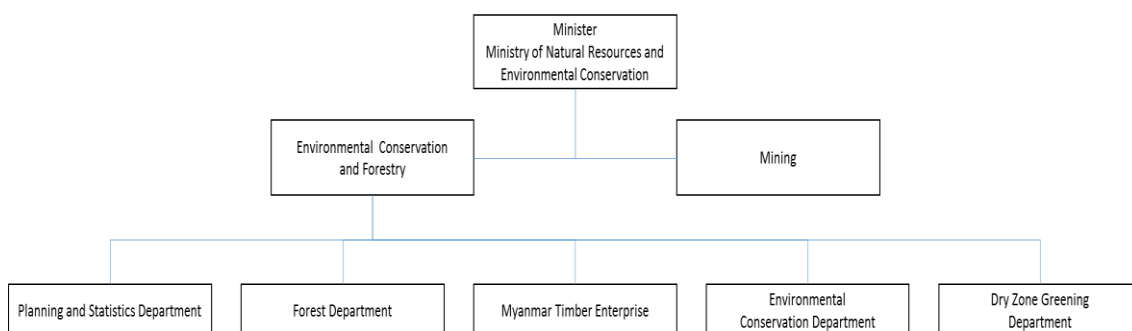
ミャンマーでは、包括的かつ領域横断的に化学物質を管理することを目的とした初めての法律「化学品および関連物質による危害の予防に関する法律（2013 年連邦議会法律第 28 号）」が 2013 年に制定された。本法は、化学物質の登録制度や分類・表示を含め、国際的な化学物質管理の流れを取り込んだ内容になっている。本法の実施のため、工業省は 2016 年 1 月 12 日付で、化学品および関連物質による危害の予防に関する規則（通知第 85/2015-2016 号）を制定した。本規則は、化学品取り扱いに必要なライセンスや輸出入のための推薦状、化学品登録などの申請方法、GHS の導入等について規定する。さらに同省は 2016 年 6 月 30 日付で、制限化学物質リストおよび禁止化学物質リストを制定し、制限化学物質として 29 物質を、また禁止化学物質として 65 物質を指定した。今後も、本法および下位法令を整備・拡充させることで、化学物質管理を強化していくものと予想される。

【天然資源環境保全省】

(1) 組織名：

天然資源環境保全省 (MONREC : Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation) ⁵⁷⁰

(2) 組織図：



天然資源環境保全省組織図⁵⁷¹

- ① 2017 年 2 月現在、ミャンマー天然資源環境保全省は組織改編の途上であり、今後の組織体制については流動的である。

(3) 概要：

環境管理を担当する中央省庁である。2011 年 9 月に、従来から存在した林業省 (Ministry of Forestry) に環境管理の役割を与えて拡大させる形で環境保全林業省 (MOECAF : Ministry of Environmental Conservation and Forestry) が設立された。その後、2016 年に、鉱業省 (Ministry of Mines) と同省を合併させて、新たに天然資源環境保全省 (MONREC) が設立された。2012 年に制定された環境保全法を所管するのは本省である。

(4) 化学物質管理を所管している部局

【環境保全局：Environmental Conservation Department (ECD)】

大気、騒音、水、土壌などの環境汚染管理についての国家環境政策、戦略、フレームワーク、環境ガイドライン・基準の他、持続可能な国家開発プロセスに環境的考慮を盛り込むための企画・アクションプランの実施に責任を負っている。

⁵⁷⁰天然資源環境保全省 <http://www.monrec.gov.mm/>

⁵⁷¹ エンヴィックス作成

(5) 予算：

本調査において、関連情報は見当たらなかった。

【民間セクター】

ミャンマー産業協会 (MIA)

ミャンマー産業協会 (MIA : Myanmar Industries Association) は、1993 年 4 月 27 日、ミャンマー会社法の下で創設された化学品管理に関わる民間協議会の一つである。MIA は、完全に民間の独立した組織であり、取引、サービス、工業プロセスの全体に関与している。MIA が掲げる目的のうち、環境保全に関わる事項として次の 2 つが挙げられる：1) 研究開発やイノベーション、技術移転を通じて適切な現代技術を獲得し、天然資源を効果的に利用すること。2) 省エネルギーおよび新エネルギーの利用を奨励すること。

ミャンマー化学産業協会 (MCIA)

ミャンマー化学産業協会 (MCIA : Myanmar Chemical Industries Association) は 2004 年、ミャンマーにおける化学品管理（特に GHS の実施）を推進するための化学業界団体 (CGI : Chemical Industry Group) として MIA の傘下に設立された。現在、MCIA は化学業界から 70 社のメンバーを擁している。

MCIA の役割と責任は以下のとおりである。

- 化学業界における化学品管理能力を強化する
- 政府、化学業界、消費者、取引業者、販売業者に対し GHS 認知向上セミナー・研修を実施し、GHS の実施をサポートする
- パンフレット類やピクトグラムを通じ、一般市民、大学、学校における GHS の認知を向上させる
- 化学業界のため MOI と共同で化学品プロフィールを作成する (GHS に基づく分類、優先化学物質の表示など)
- 国家レベルでの GHS の実施を牽引するために専門分科会を設置する
- 国連 GHS 文書 (パープルブック) を母国語でわかりやすく翻訳する
- 国境上での化学品事故について、また国境貿易を手掛ける者と協力する方法を広く知らしめる

ミャンマー・レスポンシブルケア協議会 (MRCC)

ミャンマー・レスポンシブルケア協議会 (MRCC : Myanmar Responsible Care Council) は 2008 年、MIA に属する化学品メーカーによる任意団体として設立された。MRCC は、アジア太平洋レスポンシブル・ケア機構 (APRO : Asia Pacific Responsible care Organization) およびレスポンシブル・ケア・リーダーシップ・グループ (RCLG :

Responsible Care Leadership Group) のメンバーである。また MRCC は、工業省、エネルギー省、ヤンゴン市開発委員会 (YCDC : Yangon City Development Committee) などといった政府関係者の他、大学教授その他の専門家と連携している。

MRCC の目標は、有害化学品の安全な利用および処分を規制する法案の作成であり、これには GHS に従った化学品の分類および表示の義務化が含まれていた。MRCC は 2009 年 5 月から 2010 年 12 月にかけて、12 の政府部局および外部専門家と協議した上で、法案を策定した。MRCC の業務は、APRO および RCLG のサポートにより実施されている。

10.2.4 化学物質関連法規

(a) 化学物質一般

ミャンマーでは、2011 年に軍政から民政に移管する以前にも、分野別に 10 を超える化学物質関連法が制定されていた。主な法令として、以下のものがあげられる⁵⁷²。

- 爆発物法 (Explosives Act, 1887)
- 爆発物質法 (Explosive Substances Act, 1908)
- 毒物法 (Poisons Act, 1919)
- 石油法 (Petroleum Act, 1934)
- 油田法 (Oilfields Act, 1918)
- 工場法 (Factories Act, 1951)
- 自動車法 (Motor Vehicle Law, 1964)
- 民間工業企業法 (Private Industrial Enterprise Law, 1990)
- 農薬法 (Pesticide Law, 1990)
- 肥料法 (Fertilizer Law, 2002)
- ミャンマー鉱山法 (Myanmar Mines Law, 1994)
- 国家食品法 (National Food Law, 1997)
- 国家薬品法 (National Drug Law, 1992)
- 伝統薬法 (Traditional Drug Law, 1996)
- 刑法 (Penal Code, 1860)

上記のリストからわかるように、これまで、同国では分野別に化学物質の管理が試みられてきた。しかし、化学物質管理の重要性に対する認識の高まりを受けて、2013 年 8 月 26 日、包括的に化学物質を管理することを目的とした初めての法律「化学品および関連物質による危害の予防に関する法律(2013 年連邦議会法律第 28 号)」が制定されるに至った。

【化審法】

上述の通り、ミャンマーでは 2013 年に包括的な化学物質管理制度構築に向けて新たな法律「化学品および関連物質による危害の予防に関する法律」が制定された。2013 年 8 月 26 日に制定された本法は、全 14 章 47 条から構成される。本法の目的は、(1)環境保護、(2)事業における許認可制度の運用、(3)情報収集、訓練および研究、(4)労働安全衛生の 4 点で

⁵⁷² エンヴィックス有限会社 (2015)「ミャンマー環境法体系ガイド 2015」より引用

あり（第 3 条）、今後、化学物質の登録制度や分類・表示システム等を含む関連制度および法令を整備していく上で法的基盤を構築する基本法である。本法を所管するのは工業省である。

(a)-1 制定の経緯

ミャンマーの主要産業は農業であるが、同国は徐々に工業の発展に向けた歩みをはじめている。化学物質管理についても、いまのところまだ体系的な管理体制は整っていないが、2008 年 9 月にはミャンマー・レスポンシブル・ケア協議会（MRCC）が日本の協力のもとで設立され、各種制度の構築に向けて動きを加速させている。MRCC は日本化学工業協会（JCIA）と日本貿易振興機構（JETRO）の支援のもと、石鹼、塗料、酒、製紙などをはじめとするミャンマーの化学業界の自主的な環境基準団体として設立されたもので、その目的は責任ある企業活動へ向けた意識教育などにより、化学業界が引き起こす環境汚染を低減することである。

現在の同国の化学業界を見ると、いまのところ化学品を大規模に製造する事業はないが、苛性ソーダや硫酸といった基礎工業薬品が国内消費のためにいくつかの中小規模のプラントで生産されている。また、一部の会社では、鉛バッテリーからの鉛のリサイクルが行われている。化学物質の使用状況をみると、特に環境や人への影響が懸念されているのは、(1) 金鉱山近辺にて使用される水銀、(2) 窯業や電池業界にて使用される鉛、および(3) 農業で利用される殺虫剤である。鉱業省の試算によると、同国では金の生産のために毎日 16.3kg の水銀が排出されていると試算されており、現在でこそ、その規模は大きくないものの、将来の生産拡大や水銀の蓄積性を考慮すると早急な対策が求められる状況となっている。加えて、今後はますます工業化が進展するものと予想されることから、工業用化学品の安全管理も喫緊の課題である。現在のところ、大規模に使用されている工業化学品は、苛性ソーダ、漂白剤および酸などである。これらの化学品の大部分は輸入されたものであり、国内生産は限定的である。

こうした事情を背景に、同国では化学物質管理の重要性に対する認識が広がりつつあり、2013 年 8 月 26 日、より包括的かつ領域横断的に化学物質を管理することを目的とした初めての法律「化学品および関連物質による危害の予防に関する法律（2013 年連邦議会法律第 28 号）」が制定された。本法は、化学物質の登録制度や分類・表示を含め、国際的な化学物質管理の流れを取り込んだ内容になっている。本法の実施のため、工業省は 2016 年 1 月 12 日付で、化学品および関連物質による危害の予防に関する規則（通知第 85/2015-2016 号）を制定した。本規則は、化学品取り扱いに必要なライセンスや輸出入のための推薦状、

化学品登録などの申請方法を規定する。さらに同省は 2016 年 6 月 30 日付で、制限化学物質リストおよび禁止化学物質リストを制定した。これらのリストには、制限化学物質として 29 物質が、また禁止化学物質として 65 物質が掲載されている。

(a)-2 現行の法令の内容

以下の 4 法令の概要について紹介する。

- 化学品および関連物質による危害の予防に関する法律(2013 年連邦議会法律第 28 号)
- 化学品および関連物質による危害の予防に関する規則 (通知第 85/2015-2016 号)
- 制限化学物質リスト (化学品および関連物質による危害の予防のための中央統括委員会告示 2016 年第 2 号)
- 禁止化学物質リスト (化学品および関連物質による危害の予防のための中央統括委員会告示 2016 年第 3 号)

法令名	化学品および関連物質による危害の予防に関する法律 (2013 年連邦議会法律第 28 号、2013 年 8 月 26 日制定)
URL	http://moi.industry.gov.mm/sites/default/files/laws/2016/06/28.chemical_law_e_m_15-1-2014.pdf (ビルマ語原文および英語仮訳)
目的	(1)環境保護、(2)事業における許認可制度の運用、(3)情報収集、訓練および研究および(4)労働安全衛生
所轄官庁	工業省 (Ministry of Industry)
規制対象物質	規制対象となる物質は、“化学品” および “関連物質” であり、これらは以下のように定義されている (第 2 条)。 <ul style="list-style-type: none"> • 化学品：人工あるいは天然由来で人や動物の健康あるいは生命にとって有害である化学元素、化合物および混合物をいい、化学品には、化学元素、化合物および混合物の人工的化学反应によって生成されるばい煙、ガス、液体、オイルおよびグリース、および固体廃棄物が含まれる。 • 関連物質：化学品に由来する有害な派生物質をいう。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 中央統括委員会を設立する (第 4 条)。 • 中央監視委員会を設立する (第 7 条)。 • 化学品および関連物質に関する事業を営むことを希望する者は、環境保全に関する事業管理計画とともに、規定に従って中央監視委員会にライセンスを申請する (第 13 条)。

法令名	化学品および関連物質による危害の予防に関する法律（2013 年連邦議会法律第 28 号、2013 年 8 月 26 日制定）
	<ul style="list-style-type: none"> • ライセンス取得者は、化学品および関連物質に関する事業を開始する前に以下を実施する（第 15 条）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 機器および装置の安全性と耐久性の検査を受ける。 ➢ 担当者を外国での訓練および政府当局あるいは政府組織が開催する専門家訓練に参加させる。 • ライセンス取得者は、ライセンス関連規定を遵守する（第 16 条） • ライセンス取得者は、化学品および関連物質に関する事業で使用する関連化学品および関連物質を、登録申請する（第 20 条）。 • 登録証を取得した者が登録リストに含まれない化学品および関連物質を使用する場合、再度、登録を申請する。登録リストに含まれるが使用していない化学品および関連物質リストを提出する（第 23 条）。 • ライセンス取得者は、化学品および関連物質の危険有害性を管理し、また低減させるため、以下の事項を遵守する（第 27 条）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 危険有害性を事前に防護するため、化学品および関連物質の特性に従い、ハザードレベルを分類すること。 ➢ 安全性データシートと絵表示を表示すること。 ➢ 事故の防護および低減のために、安全具と個人防護具を提供し、また系統的に使用できるよう訓練を受けること。 ➢ 化学品および関連物質の輸送、所有、保管、使用および排出に関する規定に従うこと。 ➢ 中央監視委員会が禁止する化学品および関連物質、またそれらを使用する機械および機器を、輸入あるいは輸出しないこと。 • 中央統括委員会が禁止する化学品および関連物質を、生産、処理および生成、使用、所有、保管、流通、販売、輸送、輸入あるいは輸出してはならない（第 33 条）。 • ライセンスを取得せずに化学品および関連物質に関する事業を営んではならない（第 34 条）。 • 登録されていない、または登録リストから削除された、または化学品および関連物質に関する事業における品質および基準を満たさない化学品あるいは関連物質を使用してはならない（第 35 条）。
法令名	化学品および関連物質による危害の予防に関する規則（通知第 85/2015-2016 号、2016 年 1 月 12 日制定）
URL	http://www.industry.gov.mm/my/download/file/fid/924 （ビルマ語原文および

法令名	化学品および関連物質による危害の予防に関する規則（通知第 85/2015-2016 号、2016 年 1 月 12 日制定）
	び英語仮訳）
目的	化学品および関連物質による危害の予防に関する法律の詳細を定める。
所轄官庁	工業省（Ministry of Industry）
規制対象物質	<p>規制対象となる物質は、“一般化学物質”、“取扱制限化学物質”、“禁止化学物質” および“廃棄物”であり、これらは以下のように定義されている（第 2 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 一般化学物質とは、国民が通常使用する化学品をいう。 • 取扱制限化学物質とは、人間の健康と安全のため、取り扱いが制限される化学品および関連物質をいう。 • 禁止化学物質とは、科学的研究、感染症防止等の目的で、国家のみが製造、使用、輸入できる化学品および関連物質をいう。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • ライセンスおよび登録証の有効期限を 2 年間と定める（第 4 条）。 • ライセンス申請者および登録証申請者の申請条件を次のように定める（第 5 条）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請者は、実施する事業に化学関連学位を持つ者を配置した証拠を提出する。 ➢ 作業場を管理する委員会、管理者および検査者を組織・配置する。 ➢ 申請者は、化学品の取り扱い、保管、使用、廃棄に関する方法と規則を認識した者でなければならない。 ➢ 事業関係者の安全のために事前に保護具を準備し、事故の際には、影響を低減させるよう努める。 ➢ 作業場の衛生管理、または火災防止に努める。 • 化学品および関連物質に関する事業を行うためのライセンス申請を希望する者は、本規則添付の書式 1 に記入した上で必要な情報、証明書類を添えて中央監視委員会に申請するものとする（第 17 条）。 • ライセンス取得者は、化学品および関連物質を輸出するための推薦状を取得する場合には本規則添付の書式 3 を、輸入のための推薦状を取得する場合には書式 4 を記入し、中央監視委員会に申請する（第 20 条）。 • ライセンス取得者は、本条規定を遵守する（第 24 条）。 • ライセンス取得者は、化学品および関連物質の登録に当たり、登録証を申請する本規則添付の書式 7 に全ての必要事項を記入するとともに、技術情報を添付して中央監視委員会に申請する（第 25 条）。 • 登録証申請者は、化学品および関連物質を保管に際して、次の情報を中央監視委員会に事前に提出するものとする（第 26 条）。

法令名	化学品および関連物質による危害の予防に関する規則（通知第 85/2015-2016 号、2016 年 1 月 12 日制定）
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保管場所の住所 ➤ 保管する建物の構造（屋根、壁、床） ➤ 保管する建物の広さ（幅、奥行き、高さ） ➤ 保管する個人の名前、組織の名称および住所 ➤ 保管場所および建物が災防止に関する規定に従っていることを示す消防署の検査証明 ➤ その他の提出書類（該当する場合） <ul style="list-style-type: none"> • 中央監視委員会は、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System-GHS）の基準に従って、“付属書（ア）－化学品および関連物質の危険の種類” に記載されている危険の種類を表示および絵表示について規定する（第 51 条）。 • ライセンス取得者は、化学品および関連物質の登録、ライセンス申請、輸出、輸入を行う際に、中央監視委員会へ上記の事項が記載されている安全データシートを添付して提出するものとする。安全対策を実施する際、ライセンス取得者は安全データシートに記載されている指示に従うものとする（第 53 条）。 • ライセンス取得者は、化学品および関連物質の危険有害性表示ラベルを作成する際には GHS の基準に従うこと（第 54 条）。 • 化学品および関連物質を輸送する際には、国連の危険物輸送勧告に沿って、化学品および関連物質の危険有害性の分類に従った表示を輸送車両およびコンテナに貼付すること（第 55 条）。 • ライセンス取得者は、化学品および関連物の危険有害性から作業現場の労働者を保護するために、規定の道具を整備した上で、正しい使用方法について技能訓練を受けさせるものとする（第 56 条）。 • ライセンス取得者は、化学品および関連物の爆発事故による環境への被害がないように対策を講じ、また事故が発生した場合には、危険を減少させるために行うべき事項を必要に応じて指示し、管理すること（第 57 条）。 • ライセンス取得者は、作業現場における労働者の事故の防止および減少のために規定の措置を講じること（第 58 条）。 • 化学品および関連物質を輸送する組織並びにライセンス取得者の安全のために本条規定に従うこと（第 59 条）。 • 化学品および関連物質を保管する組織並びにライセンス取得者の安全のために本条規定に従うこと（第 61 条）

法令名	化学品および関連物質による危害の予防に関する規則（通知第 85/2015-2016 号、2016 年 1 月 12 日制定）
	<ul style="list-style-type: none"> 化学品および関連物質使用者の安全のため、本条の定める使用の原則に従うこと（第 62 条）。 化学品および関連物質を扱う事業ライセンス所有者、機関、使用者は、廃棄物の安全な処分を確保するため、本条の定める廃棄上の原則に従うこと（第 63 条）。 化学品および関連物質の使用、輸送、廃棄に関する本規則の規定を遵守するとともに、ミャンマー連邦共和国が締結した化学品および関連物質に関する国際条約および協定を遵守すること（第 66 条）。

法令名	制限化学物質リスト（化学品および関連物質による危害の予防のための中央統括委員会告示 2016 年第 2 号、2016 年 6 月 30 日制定）
URL	<ul style="list-style-type: none"> http://www.industry.gov.mm/sites/default/files/notification_of_restricted_chemical.pdf（ビルマ語原文） http://www.industry.gov.mm/sites/default/files/notification_restricted_chemicaleng.pdf（英語仮訳）
目的	制限化学物質リストを定めること。
所轄官庁	工業省（Ministry of Industry）
規制対象物質	<ul style="list-style-type: none"> 保健省告示 2012 年第 1 号に掲載された 26 種の前駆物質 ウィーン条約およびモントリオール議定書にて禁止されるハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC） その他 2 種類の化学物質（水銀およびシアン化ナトリウム）
規制内容	上記の合計 29 物質を制限化学物質として管理する。

法令名	禁止化学物質リスト（化学品および関連物質による危害の予防のための中央統括委員会告示 2016 年第 3 号、2016 年 6 月 30 日制定）
URL	<ul style="list-style-type: none"> http://www.industry.gov.mm/sites/default/files/notification_of_prohibited_chemical.pdf（ビルマ語原文） http://www.industry.gov.mm/sites/default/files/notification_prohibited_chemicaleng.pdf（英語仮訳）
目的	禁止化学物質リストを定めること。
所轄官庁	工業省（Ministry of Industry）
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> ストックホルム条約にて特定される 26 種類の残留性有機汚染物質

法令名	禁止化学物質リスト（化学品および関連物質による危害の予防のための中央統括委員会告示 2016 年第 3 号、2016 年 6 月 30 日制定）
物質	(POPs) <ul style="list-style-type: none"> ウィーン条約およびモントリオール議定書にて禁止されるクロロフルオロカーボン (CFC) 農薬管理委員会告示 2013 年第 1 号に基づく事前同意が必要な農薬類 26 物質 化学兵器禁止条約の別表 1 に掲載される 12 種類の化学物質
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> 上記の合計 65 物質を禁止化学物質として管理する。

(a)-3 運用状況

本調査において、本法令の運用状況に関する情報は得られなかった。

(a)-4 今後の予定

化学品および関連物質による危害の予防に関する法律は、中央統括委員会の責務として、「国家化学品および関連物質リストを分類、発行してその制限事項を定めるとともに、国際的な標準および基準、あるいは研究および実験の結果に従って、分類を改定すること。(第 5 条)」と定めている。将来的には国家化学物質インベントリーが構築されるものと想定されるが、本調査において詳細な情報は得られなかった。

(a)-5 その他

【SDS 制度】

SDS 制度については、【化審法】にて記載した“化学品および関連物質による危害の予防に関する法律（2013 年連邦議会法律第 28 号）”および“化学品および関連物質による危害の予防に関する規則（通知第 85/2015-2016 号）”を参照のこと。

なお、ミャンマーでは、化学物質に関連する 12 省庁とミャンマー工業協会(MIA) Chemical Industry Group 代表から構成される“GHS Implementation Committee”が設立され、2012 年から自主的に GHS に従ったラベル・SDS 作成を実施している⁵⁷³。

⁵⁷³ 経済産業省（2014）「平成 25 年度化学物質安全対策(GHS 分類ツール等調査)報告書」
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004423.pdf

(b) PRTR

本調査において、PRTR に類する化学物質規制は確認できなかった。

(c) 毒物

毒物に関する法律として、1919 年に制定された毒物法がある。本法は、同国がイギリス領インドの一州であった植民地時代に制定されたインドの法律であり、毒物の販売を規制する目的で制定された。本法に基づき、特定の毒物を販売する際にはライセンスを取得することが義務付けられる。なお、本法は非常に古い法律であり、その運用状況に関する情報は、本調査では得られなかった。

(d) 労働安全衛生

本調査において、職業労働安全関連に類する化学物質規制は確認できなかった。

(e) 消防

爆発物を規制する法律として、“爆発物法 (Explosives Act, 1887)” および “爆発物質法 (Explosive Substances Act, 1908)” が制定されている。前者は火薬やダイナマイト等の爆発物を、また後者は爆発物の原材料や爆発を起こす機械を規制する法律であり、これらの爆発性を有する危険物を許可なく製造、保有および使用することを禁じている。

(f) 家庭用品

本調査において、日本の家庭用品規制法に類する化学物質規制は確認できなかった。

(g) 建築

本調査において、日本の建築基準法に類する化学物質規制は確認できなかった。

(h) 食品衛生

食品に関する法令としては、1997年に制定、その後2013年に改正された**国家食品法**がある。本法は、食品の品質および安全面に関して、また食品の製造、輸入、輸出、保管、流通および販売に関して、食品規制の枠組みを規定する。管理食品の指定および食品添加物の認可についても責任を負う。国家食品法では、添加物は「専門家委員会が定めた、食品の製造および調理に用いる成分または着色および着香のための成分をいう」と定義されている⁵⁷⁴。

本調査において、食品添加物を規制する下位法令は確認できなかった。食品添加物に対する機能用途分類は、コーデックス委員会の食品添加物に関する一般規格に従う。なお、食品添加物として使用を禁止された物質のリストは存在しない⁵⁷⁵。

政府は現在、新たな国家食品法案の策定作業を進めているところである⁵⁷⁶。新法案に関する具体的な情報は得られなかった。

⁵⁷⁴ 各国の食品・添加物等の規格基準 ミャンマー連邦共和国
http://www.ilsijapan.org/ILSIJapan/COM/W2016/20_Myanmar.pdf

⁵⁷⁵ 同上

⁵⁷⁶ https://www.med.or.jp/english/journal/pdf/2015_04/05804185.pdf JMAJ, Dec 2015—Vol.58, No.4

(i) 排出規制（大気、水質、土壌）**【大気】**

環境保全法は、2012年に制定されたミャンマー初の包括的な環境基本法である。本法は1998年頃にはすでにドラフトが作成されていたが、法律が制定されるには至らず、民主化および経済開放の動きとともに、ようやく制定されるに至った。本法は、ミャンマーで唯一かつ初めての環境保護に特化した法律であり、水質汚染や大気汚染、廃棄物管理、有害物質管理、騒音、振動など様々な公害問題を包括的にカバーするための法的基盤となる。本法の所管官庁は、天然資源環境保全省であり、その目的の一つは、持続可能な発展の最中において環境保全に係る事項を系統的に進めていくことである。

(i)-1-1 制定の経緯

ミャンマーの環境法発展の歴史を振り返ってみると、イギリスからの独立後、1962年まで続いた民政時代には、環境法整備に向けた動きは乏しく、実際にはイギリス植民地時代の環境法令を運用していた。その後の軍事政権化においても、環境保護に関する法令は更新されず、脆弱なままであった。軍事政権は環境管理に真剣ではなく、廃止あるいは新法令の整備などの動きもあったものの、それらは農林水産物や鉱物等の資源管理に関するものが主で、公害管理や環境影響評価といった事案に対応するための法令は長らく整備されなかった。とはいえ、1990年代に入ると国家環境委員会設立（1990年）、国家環境政策策定（1994年）、環境の要素も盛り込んだアジェンダ 21の発表（1997年）といった、環境問題あるいはサステナビリティ（持続可能性）に対する取り組みが徐々に見られるようになる。そして、公害問題に対する認識の高まり、あるいは民主的な新政権の誕生といった背景を受けて、2012年、ようやく環境保護のための包括的な基本法である環境保全法が同国で初めて制定されるに至った。

(i)-1-2 現行の法令の内容

以下の3法令の概要について紹介する。

- 環境保全法（連邦議会法律 2012 年第 9 号）
- 環境保全規則（通知第 2014 年第 50 号）
- 国家環境質（排出）ガイドライン（615/2015 号）

法令名	環境保全法（連邦議会法律 2012 年第 9 号、2012 年 3 月 30 日制定）
URL	<ul style="list-style-type: none"> • http://www.ecd.gov.mm/sites/default/files/Law%20PDF/Environmental%20Conservation%20Law_M%20version.pdf（ビルマ語原文） • http://www.ecd.gov.mm/sites/default/files/Law%20PDF/Environmental%20Conservation%20Law%20%28Eng%29.pdf（英語仮訳）
目的	基本理念を策定し、持続可能な発展の最中において環境保全に係る事項を系統的に導くことができるようにすること。
所轄官庁	天然資源環境保全省
規制対象物質	<p>規制対象となる物質は、“汚染物質”および有害物質”であり、これらは以下のように定義されている（第 2 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • “汚染物質（Pollutant）”とは、直接的あるいは間接的に質を変化させる固体、液体あるいは蒸気をいい、環境のなんらかの部分あるいは要素の有効利用に影響するもの、健康に有害あるいは有害である可能性があるもの、または汚染を引き起こすものをいう。 • “有害物質（Hazardous substance）”とは健康に影響をあたえる可能性がある物質あるいは物体をいい、化学品であるか否かにかかわらず、人間や動植物、財産あるいは環境に有害である可能性がある爆発性物質、生物兵器に利用できる物質、核兵器に利用できる物質、引火性物質、酸化性および過酸化性物質、有毒物、病原性物質、放射性物質、遺伝子変異性物質、腐食性物質、刺激物を含む。
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保全委員会を設立する（第 4 条）。 • 環境保全林業省（2017 年現在、天然資源環境保全省として組織改編）は、環境に関する基準を定めることができる（第 10 条）。 • 環境保全林業省は、単独あるいは他の関連組織と共同で、農薬の使用や有害物質の管理に関する包括的なモニタリングシステムを運用する（第 13 条）。 • 固定発生源から汚染を引き起こす者は、環境質基準に従って物質を処理、排気、排水および蓄積しなければならない（第 14 条）。 • 事故による環境への悪影響の可能性を鑑み、許可保有者は、事業、事業場所あるいは工場、店舗カテゴリーに従って保険に加入しなければならない（第 26 条）。 • いかなる者も、環境保全林業省の許可を得ずに、環境に影響を与えるものとして同省から禁じられた原材料を輸入、輸出、製造、保管、輸送あるいは取引してはならない（第 30 条）。

法令名	環境保全規則（通知第 2014 年第 50 号、2014 年 6 月 5 日制定）
URL	<ul style="list-style-type: none"> • http://www.ecd.gov.mm/sites/default/files/Law%20PDF/EC%20Rules_notification_0.pdf（ビルマ語原文） • http://www.myanmarhilawa.gov.mm/sites/default/files/Environmental%20Conservation%20Rules%20EN.pdf（英語仮訳）
目的	環境保全法の詳細を定める。
所轄官庁	天然資源環境保全省
規制対象物質	具体的な規定なし。
規制内容	<p>本規則は、主に政府の環境関連部門の責務と権限について規定する。関連規定として、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 環境保全林業省（2017 年現在、天然資源環境保全省として組織改編）は、環境に関する基準を定めることができる（第 38 条）。 • 環境保全局は、環境保全林業省のために環境に係る基準を策定する（第 39 条）。

法令名	国家環境質（排出）ガイドライン（615/2015 号、2015 年 12 月 29 日制定）
URL	<ul style="list-style-type: none"> • http://www.ecd.gov.mm/sites/default/files/Law%20PDF/National%20Environmental%20Quality%20%28Emission%29%20Guidelines_1.pdf（ビルマ語原文） • http://www.gms-eoc.org/uploads/resources/893/attachment/Myanmar%20Environmental%20Quality%20%28Emission%29%20Guidelines_Unofficial_English.pdf（英語仮訳）
目的	国民の健康および環境を保護するために、各地域の騒音、振動、大気汚染および水質汚染を抑制すること。
所轄官庁	天然資源環境保全省
規制対象物質	各種汚染物質
規制内容	<p>本ガイドラインは国際金融公社（IFC）の“環境・健康・安全（EHS）に係るガイドライン”を参照して策定されたもので、以下の各種基準値が含まれている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般基準 <ol style="list-style-type: none"> 1.1 大気基準（大気汚染に係る環境基準および排出基準） 1.2 排水基準

法令名	国家環境質（排出）ガイドライン（615/2015 号、2015 年 12 月 29 日制定）
	1.3 騒音基準
	1.4 悪臭基準
	2 産業別の排出基準
	2.1 エネルギー関連事業（発電所、石油・ガス開発、石油精製、石油を利用した有機化学等を含む）
	2.2 農業、畜産業、水産業、林業
	2.3 製造業（食品、繊維・皮革、木材製品・紙パルプ、化学、ガラス・セラミックス、建材、金属・機械・電気電子）
	2.4 廃棄物関連事業（固体廃棄物処理施設、下水処理施設）
	2.5 上水道
	2.6 インフラ（港湾、ヘルスケア施設、鉄道、空港等を含む）
	2.7 鉱業

(i)-1-3 運用状況

本調査において、上記法令の運用状況に関する情報は得られなかった。

(i)-1-4 今後の予定

本調査において、上記法令の運用状況に関する情報は得られなかった。

【水質】

ミャンマーにおいては、水質汚染に特化した法律は制定されておらず、その規制管理における中心となる法律は、大気汚染の場合と同様、2012年に制定された“環境保全法（連邦議会法律 2012 年第 9 号）”およびその下位法令である。本法は様々な分野における環境管理の原則について定める環境基本法であり、水質汚染の管理についても定めている。

(i)-2-1 制定の経緯

【大気】を参照のこと。

(i)-2-2 現行の法令の内容

【大気】を参照のこと。

(i)-2-3 運用状況

本調査において、上記法令の運用状況に関する情報は得られなかった。

(i)-2-4 今後の予定

本調査において、上記法令の運用状況に関する情報は得られなかった。

【土壌】

ミャンマーにおいては、土壌汚染対策法に類する具体的な法令は制定されていない。

参考資料

政府組織

- 工業省
<http://moi.industry.gov.mm/my>
- 天然資源環境保全省
<http://www.monrec.gov.mm/>

法令等

- 化学品および関連物質による危害の予防に関する法律
http://moi.industry.gov.mm/sites/default/files/laws/2016/06/28.chemical_law_e_m_15-1-2014.pdf
- 化学品および関連物質による危害の予防に関する規則
<http://www.industry.gov.mm/my/download/file/fid/924>
- 制限化学物質リスト
http://www.industry.gov.mm/sites/default/files/notification_of_restricted_chemical.pdf
- 禁止化学物質リスト
http://www.industry.gov.mm/sites/default/files/notification_of_prohibitbitted_chemical.pdf
- 環境保全法
http://www.ecd.gov.mm/sites/default/files/Law%20PDF/Environmental%20Conservation%20Law_M%20version.pdf
- 環境保全規則
http://www.ecd.gov.mm/sites/default/files/Law%20PDF/EC%20Rules_notification_0.pdf
- 国家環境質（排出）ガイドライン
http://www.ecd.gov.mm/sites/default/files/Law%20PDF/National%20Environmental%20Quality%20%28Emission%29%20Guidelines_1.pdf

資料

- 経済産業省(2014)「平成 25 年度化学物質安全対策(GHS 分類ツール等調査)報告書」
http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2014fy/E004423.pdf
- 各国の食品・添加物等の規格基準 ミャンマー連邦共和国
http://www.ilsijapan.org/ILSIJapan/COM/W2016/20_Myanmar.pdf
- JMAJ, Dec 2015—Vol.58, No.4

https://www.med.or.jp/english/journal/pdf/2015_04/05804185.pdf